

平成 23 年度

兵庫県包括外部監査結果報告書

及びこれに添えて提出する意見

【概要版】

県税の賦課徴収に関する財務事務について

兵庫県包括外部監査人

公認会計士 伊東昌一

目 次

第1	包括外部監査の概要	1
【1】	外部監査の種類	1
【2】	選定した特定の事件（監査テーマ）	1
1.	包括外部監査の対象	1
2.	監査対象期間	1
【3】	特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
【4】	監査対象	1
【5】	主な監査手続	2
第2	県税の概要	2
【1】	県の財政状況と税収	2
1.	税目別県税収入の推移	2
2.	県税徴収率及び収入未済額の推移	3
【2】	平成22年度の重点取組事項	4
第3	主な監査の結果及び意見の要約	6
【1】	課税事務に関する指摘事項	6
【2】	減免事務に関する指摘事項	7
【3】	収納・還付・督促・延滞金徴収事務に関する指摘事項	7
【4】	滞納整理事務に関する指摘事項	9
【5】	個人住民税特別対策に関する指摘事項	10
【6】	文書管理に関する指摘事項	11
【7】	人材育成に関する指摘事項	11
【8】	国への制度改正を要望するもの	12

（注1） 報告書中の監査人による試算・推計の数値・金額は、監査人に提示のあった資料に基づいて行ったものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

（注2） 単位未満端数四捨五入処理により、報告書中の表の合計あるいは差額において内訳と一致しない場合がある。

（注3） これは報告書の概要版であり、詳細な内容については報告書を参照のこと。

第1 包括外部監査の概要

【1】外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

【2】選定した特定の事件（監査テーマ）

1. 包括外部監査の対象

県税の賦課徴収に関する財務事務について

2. 監査対象期間

原則として平成22年度（必要に応じて、平成21年度以前の各年度及び平成23年度についても対象とした。）

【3】特定の事件（テーマ）を選定した理由

兵庫県（以下、「県」という。）の県税収入は平成22年度で5,739億円となっており、一般会計歳入の26.5%と歳入の根幹をなす重要な収入源となっているが、近年の経済不況等の影響から、実質的には相当の割合で減少しつつある。

一方で、平成22年度末現在の県税の収入未済額は222億円（うち1年以上滞納しているものは150億円）に達しており、平成22年度の監査委員監査においても、滞納の発生防止と適切な債権管理を行うべきことが指摘されている。また、県が平成23年3月に策定した「第2次行財政構造改革推進方策」においても、歳入対策として「県税の徴収率の向上」が掲げられているところである。

このような状況において、徴収すべきものを確実に徴収することは経費の削減と並んで極めて重要であり、したがって、督促、滞納整理等の収税事務が適切に行われているか、課税・減免事務が法規に従い公平、公正に行われているか、といった観点で税務事務を監査することは有効であると判断した。また、税務事務の多くは11箇所の県税事務所において行われているが、課税の公平性・効率性・有効性の観点から、各県税事務所で統一的な事務がなされているのかを検証することも有用性が高いと判断した。

以上より、「県税の賦課徴収に関する財務事務」を監査テーマとして選定した。

【4】監査対象

県税の課税・減免事務及び収税事務のほか、税務システムの管理や委託事務等、関連するその他税務事務も対象とした。

また、対象とする税目については、収入金額及び県が実施する事務の重要性の観点から、以下の8つの税目を監査対象とした。

（1）個人県民税

- (2) 法人県民税
- (3) 個人事業税
- (4) 法人事業税
- (5) 不動産取得税
- (6) 自動車取得税
- (7) 軽油引取税
- (8) 自動車税

【5】主な監査手続

県税事務所及び税務課において、担当者への質問及び資料の閲覧を実施した。また、資料等から適宜サンプルを抽出し、正確性や合規性の観点から詳細な検証を行った。

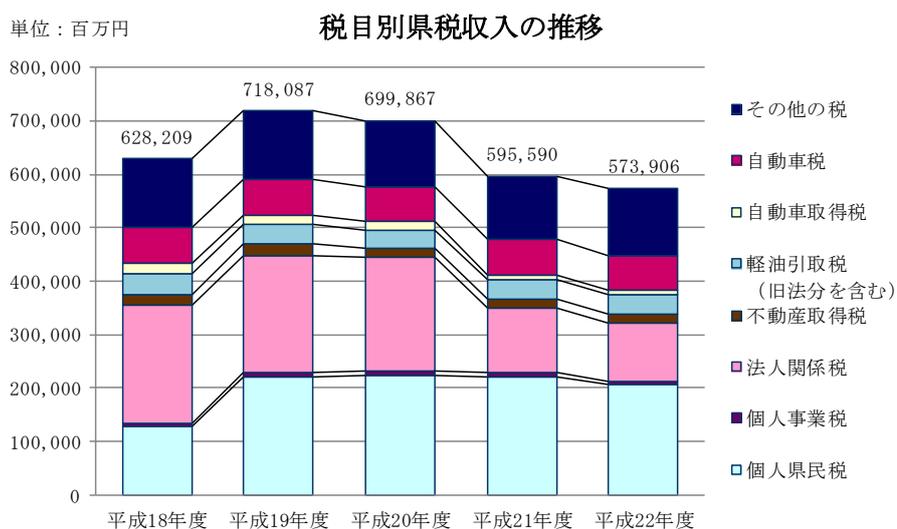
なお、県税事務所については、税込規模や取扱税目等を考慮し、11 県税事務所のうち神戸県税事務所、西宮県税事務所、姫路県税事務所、洲本県税事務所の4つの県税事務所へ赴いて実地監査を行った。

第2 県税の概要

【1】県の財政状況と税収

1. 税目別県税収入の推移

県の平成18年度から平成22年度までの税目別の県税収入の推移は以下のとおりである。



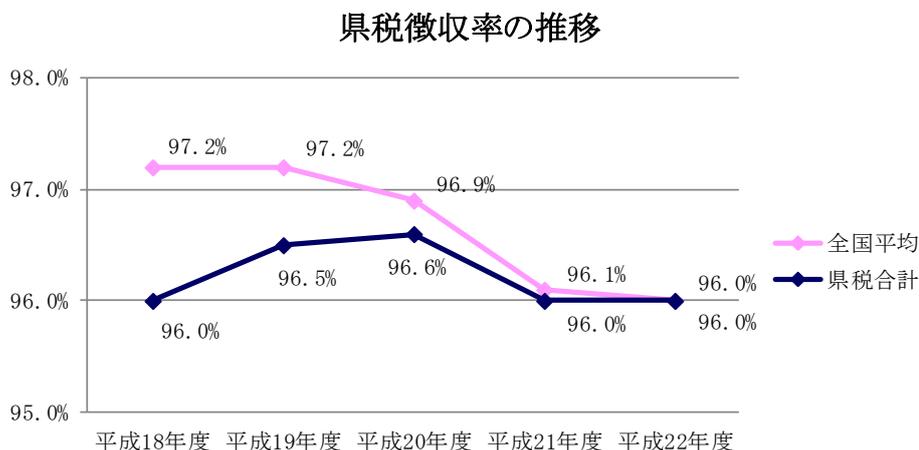
平成19年度に三位一体改革の一環として国から地方へ税源が移譲されたことに伴い、個人県民税の税率が比例税率とされた結果、個人県民税が大幅に増加してい

る。平成 21 年度は、世界的な金融危機に伴う企業収益の悪化の影響に加え、地方法人特別税が国税として創設されたことに伴う法人事業税の税率引き下げにより法人関係税の収入額が減少したほか、エコカー減税の影響により自動車取得税も減少し、結果として税込総額は大幅に減少した。また、平成 22 年度は、景気の低迷を反映した給与総額の減少の影響により個人県民税が減少したほか、法人事業税の地方法人特別税への振り替えの平年度化により法人関係税も減少しており、税込総額も減少している。

2. 県税徴収率及び収入未済額の推移

(1) 徴収率の推移

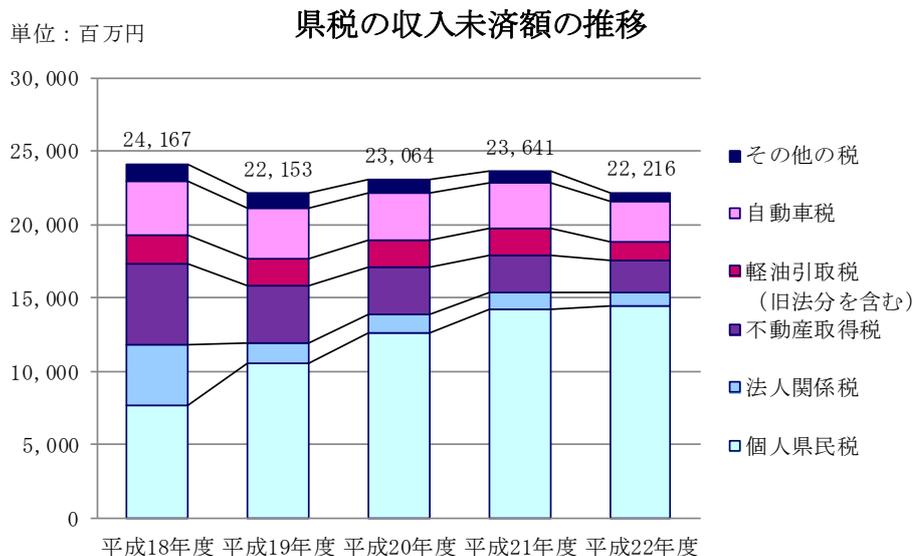
徴収率とは年度における調定額に対する収入額の割合であり、県の平成 18 年度から平成 22 年度までの徴収率の推移は以下のとおりである。



個人県民税の徴収率の低下等を主な原因として、県税の徴収率は平成 18 年度においては全国平均と比べ 1.2% 下回っていたが、平成 18 年度以降、徴収率の全国平均が低下している一方で、県税徴収率は概ね同水準を維持することができたため、平成 22 年度では全国平均と同じ水準の徴収率を達成している。これは、県において、新行革プランの一環として、県税徴収率が全国平均を上回ることを目標に掲げ、税込確保対策のための重点取組を実施したことが主な要因である。

(2) 収入未済額の推移

収入未済額とは、年度の歳入として調定しているにもかかわらず、年度末（出納整理期間を含む）までに納入されなかった額のことをいい、県の平成 18 年度から平成 22 年度までの収入未済額の推移は以下のとおりである。



平成 19 年度以降、個人県民税の収入未済額が年々増加しているのは、平成 19 年度に国から地方への税源移譲が行われた結果、個人住民税の調定総額が増加したことにより、収入未済額も累積的に増加しているためである。

また、不動産取得税の収入未済額が年々減少しているのは、新築特例適用住宅用土地の取得に係る徴収猶予を減額調定に改めたことに加え、徴収率向上のために滞納整理手続を強化した結果である。

【2】平成 22 年度の重点取組事項

県では、平成 22 年度の新行革プランに基づいた自主財源の確保の一環として、県税について徴収率が全国平均を上回ることを目標に掲げ、税込確保対策を推進することとしている。

県では、税込確保対策を充実・強化させるための手段として、平成 22 年度では、以下の具体的な取組みを実施している。

1. 市町との連携の強化

県税のうち、個人県民税については、賦課・徴収業務は市町が実施することから、収入及び徴収率は市町の徴収能力により左右されることとなる。そのため、個人住民税特別対策官のもと、個人住民税等整理回収チームを市町へ派遣し、市町の徴収能力の向上を支援している。また、県と市町が合同で特別徴収未実施の事業所へ訪問し、地方税法第 321 条の 4 の規定に基づく特別徴収への切り替えを指導したり、県と市町で合同会議を開催して共同文書催告や共同徴収等の徴収対策を強化したりしている。

2. 不正軽油対策の充実・強化

不正軽油特別対策官を中心に、路上抜取調査、大口需要家等の事業所での基本調査や抜取調査等を実施するほか、平成 22 年度には重点地区を設定し、これまで未調査だった事業所についても抜取調査等を行うなどの対策を強化している。

3. 課税調査の強化

法人事業税の外形標準課税対象法人に対する現地調査・書面調査を実施するほか、他の税目に比べて徴収率が低い不動産取得税の徴収確保のために、大規模不動産については早期課税を推進するなど、課税調査を強化している。

4. 滞納対策の強化

滞納件数の多い自動車税の滞納者に対して特別支援班による電話催告や自動車販売店での自動車税納付確認など納付を促す対策を実施することにより、早期納税を通じた徴収確保に努めている。また、悪質な滞納者に対しては、国税徴収法に基づく搜索、所有自動車のタイヤロックによる差押え、インターネットを利用した公売等を実施し、滞納処分の強化を通じた徴収確保に努めている。

5. 収納窓口の拡充

納税者の利便向上を図るため、平成 18 年度から、自動車税について全国の主要なコンビニエンスストアで休日・夜間を問わず 24 時間納付することができる制度を導入した。今後も、自動車税以外の税目についてのコンビニ収納の拡大や、クレジット収納の導入等、収納窓口の拡大を検討している。

6. 改正に向けた国への働きかけの強化

個人県民税徴収取扱費交付金について市町の徴収努力を反映できる制度への見直し、軽油引取税とガソリン税（国税）及び自動車税と自動車重量税（国税）との一本化にあたり地方財源を確保する仕組みの検討、税務手続のオンライン化、税務情報等の電子データによる提供の促進等、地方税と国税の制度改正に向けて国への働きかけを実施している。

第3 主な監査の結果及び意見の要約

監査の結果及び意見の一覧は別紙のとおりであるが、そのうち特に重要と考える指摘を以下に要約する。

【1】課税事務に関する指摘事項

1. 個人県民税

- (1) 市町に対して実施する実地調査においては、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実施すべき（意見）

県は市町に対して行っている実地調査について、計数的な確認作業が主体であり、そもそも課税の網羅性や正確性といった視点は必ずしも重視されていない。例えば、未申告者や不達納税通知書について市町が行う調査方法や、税制改正等に対するシステム面あるいは手続面での対応状況等について質問し、疑義がある場合には課税額のサンプルチェックを行うなど、課税の網羅性・正確性の視点も重視して実地調査を実施すべきである。

2. 個人事業税

- (1) 社会保険診療に係る収入金額を実地調査すべき（結果）

医業の収入区分について、所得税申告書類又は照会文書の内容に不備がなければ正しいものと判断しており、不備があれば電話確認を行う程度であるが、事務処理要綱にも必要に応じて実地調査を行う旨を定めている。収入金額区分の調査は必要に応じて現地へ赴いて実施すべきである。

- (2) 繰越損失が正しく出力されるようシステム改修すべき（結果）

現行システムでは、賦課決定データ入力原票を出力すると繰越損失の金額が誤って印字されるため、担当者が過年度履歴画面を改めて開いて確認し、正しい金額に手書きで修正している。新システム構築中の現在、当該エラーは生じないようにする計画とのことであり、遺漏のないように取り組まれない。

3. 不動産取得税

- (1) 原始取得に係る物件の評価について、市町との分担の妥当性を継続的に検討すべき（意見）

県と市町の評価分担は各県税事務所と所管する市町とで協議のうえ決定され、具体的には、木造物件は市町が評価し、非木造物件は床面積を基準として評価を分担している。しかし、現状の評価分担が必ずしも最適点であるとは限らない。市町が評価を行うという原則を踏まえつつ、各市町における評価対象物件の面積別の発生

件数などのデータを勘案し、評価分担の妥当性を継続的に検討する必要があると考
える。

【2】減免事務に関する指摘事項

1. 個人県民税

(1) 減免のサンプルチェックについて、確認手続の明文化及び調査表様式の見直し
を行い、結果を明瞭に記録すべき（意見）

市町への調査では、県は、市町が実施する減免のサンプルチェックも実施してい
るが、減免率が市町の条例に定められているとおりか、計算が正しいかの確認結果
のみが分かる程度である。減免申請書の添付書類の妥当性など、そもそも減免要件
を満たしているか否かの確認を行ったかどうかは記録されていない。

減免のサンプルチェックについては、要綱等により減免要件の確認等の手続を明
文化するとともに、調査表様式も見直し、結果を明瞭に記録すべきである。

2. 自動車取得税及び自動車税

(1) 自動車税の減免要件の変更が無い事を厳格に確認すべき（意見）

サンプルを検証したところ、納税義務者（自動車所有者）及び運転者と障害者が
別住所であり、「自動車税の減免について」の記載に虚偽があったため、平成 20 年
度に遡って課税している事例が発見された。賦課決定にあたっての調査は厳正に実
施する必要がある、減免要件の確認手続も厳格に実施すべきである。

【3】収納・還付・督促・延滞金徴収事務に関する指摘事項

1. 収納事務

(1) 県税事務所での収納データ修正処理件数の削減に努めるべき（意見）

外部委託先で正しく電算処理できなかったデータについては、県税事務所ですべて
調査し、正しいデータをシステムへ修正入力しており、修正処理入力の事務負担が
非常に大きくなっている。記載漏れや記載誤りのある領収済通知書の提出を防止す
るような手段（納付書の記載方法に関する説明の見直し等）を講じることにより、
できる限り外部委託先で収納データ処理を完結させ、県税事務所での収納データ修
正処理件数の削減に努めるべきである。

2. 還付事務

(1) 還付加算金の再計算について、事務処理の効率化を図るべき（意見）

県の還付加算金については、調定額と徴収額の突合によりシステムで自動計算さ
れるが、各県税事務所の管理課担当者が手動により再計算している。ほとんどのケ
ースではシステムにより正確に計算されている以上、手動で全件再計算する合理性

は見出しがたく、県の管理事務処理要綱においてもそのような事務処理規定は定められていない。計算誤りが起こりそうな複雑な場合についてのみ再計算を行う方法や、一定件数のサンプルを抽出して再計算を実施する方法などにより、現行のシステム下においても事務処理の効率化を図るべきである。

3. 督促事務

- (1) 督促状の発送手続を見直したうえで、地方税法の規定に準拠して督促状を発送するよう努めるべき（結果）

地方税法では、納期限後 20 日以内に督促状を発送しなければならないものとされているが、現在、県では督促状を納期限後概ね 27 日程度（自動車税については 51 日程度）で発送している。滞納した納税者に対して速やかに督促状を発送することにより差押えを含めた早期徴収を図るという地方税法の趣旨を踏まえ、対応策を検討すべきである。現行の督促状発送処理を改めて見直して効率化・迅速化を進めるとともに、実務上発送可能な最短の期限を目標発送日として定め、できる限り迅速に督促状を発送するよう努めるべきである。

4. 延滞金の徴収事務

- (1) 滞納された本税の完納時に延滞金の調定を行うべき（結果）

県の延滞金は収入時に調定しているため、債権としての延滞金がどれだけ存在しているのか把握できておらず、延滞金の徴収率のすう勢分析等の総括的な分析も実施されていない。また、延滞金を徴収したとしても徴収率の向上につながらないため、延滞金の徴収に対するインセンティブも働かない構造となっている。

平成 22 年度の収入未済額を用いて外部監査人が推計したところ、222 億円の収入未済額に対して、既に発生していると推定される延滞金の額は約 83 億円であった。ただし、これは本税が完納していない滞納者に対して平成 22 年度末で発生していると考えられる延滞金を推計したものであり、既に本税が完納されて延滞金が確定しているものは含まれていない（推計もできない）。したがって、収入できていない延滞金は上記 83 億円を大きく上回っていることが想定される。

延滞金の滞納処分が放置され見過ごされた場合には、延滞金の催告を不当に拒否続けた納税者と適切に延滞金を納付した納税者との間で不公平な取扱となることにもつながる。少なくとも本税が完納され確定した延滞金については、年度末で調定を行い、県の債権として認識すべきである。

- (2) 延滞金の検算について、県全体で統一的な規定を定め運用すべき（意見）

県の徴収事務処理要綱によれば、原則として延滞金は本税が納付されるとシステム上で自動計算されるが、システム上延滞金の計算利率の改定に対応できず正確な

延滞金が計算されない場合がある等の理由により、手動による延滞金の再計算を行う旨が規定されている。この点、県税事務所間で延滞金の検算に対する取扱いが統一されておらず、全件検算を実施している県税事務所も存在している。延滞金の計算誤りのリスクと事務処理の効率化の便益の双方を勘案し、効率的な事務処理方法を模索すべきである。

【4】滞納整理事務に関する指摘事項

1. 滞納整理は地方税法に従い、より迅速・厳格に実施すべき（結果）

(1) 督促を行ってもなお完納しない場合は、地方税法に従って迅速に差押を実施すべき

地方税法に従ったタイミングで差押が実施されていない事例が多数見受けられるところであり、なかには、差押の前提となる財産調査も数年間実施していない事例も少なからずある。差押を速やかに行わないことにより、期限内に納付した納税者との公平性を欠いているだけでなく、実際に県の歳入に損害を与えている。地方税法に従い、差押及びその前提となる財産調査は迅速に実施しなければならない。

(2) 換価の猶予は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき

差押は、換価・取立を行って納税額に充当することを目的とするものであり、換価を猶予できる場合は、一定の要件を満たす場合に限定されているが、この要件を満たさずに換価が猶予されている事例が見受けられる。換価・取立が遅れることにより延滞金も着実に増加し、完納が更に困難になることも想定される。換価の猶予を行うに当たっては地方税法に定める要件を厳密に解釈して、安易に換価を猶予すべきではない。

(3) 差押の解除は、地方税法に定める要件を厳密に解釈して実施すべき

換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押により滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押を解除することができるものとされている。しかしながら、「滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産」とは断言できないにも関わらず、差押が解除されている例が見受けられた。差押の解除は地方税法に定める要件を厳密に解釈して安易に実施せず、地方税法に則って滞納整理手続を進めるべきである。

2. 積極的な搜索の活用を検討すべき（意見）

搜索とは、滞納処分を完全実施するために徴税吏員に与えられた強制調査の権限である。差押に当たっては、滞納者等に対して、まず財産の任意提供を求め、これに応じない場合に搜索を行うこととなるが、県税事務所によって搜索の実施頻度

にはばらつきが見られる。搜索することにより他の納付者に対する啓発の効果もあり、長期滞納者の財産状況を再度調査し、徴収可能性を見きわめたうえで停止もしくは不納欠損処理をするなど、適時処理を促進するという効果もある。したがって、積極的な搜索の活用を検討すべきである。また、タイヤロックの活用状況についても県税事務所間で差が見られるところである。タイヤロック（を前提とした納税交渉）も積極的に検討すべきである。

3. 不納欠損処理を適時に実施すべき（結果）

平成 23 年 3 月 15 日に破産廃止済となり、同月 30 日に官報にて公告されている滞納者について、平成 23 年 5 月 19 日に滞納処分の執行停止及び即時欠損にかかる決裁を行い、同月 25 日に執行停止処理、31 日に不納欠損処理を行っている案件があった。このような期間帰属の不備が生じないよう、特に決算のタイミングにおいては、滞納者の状況に変化がないかをより厳密に把握する必要がある。

4. 徴収率の目標と結果の差異を定量的に分析すべき（意見）

各県税事務所は徴収率の目標数値を定め、それに応じた計画の策定と進捗状況のモニタリングを実施しているが、計画と実績の差異分析は定性的な説明にとどまっており、必ずしも定量的に分析されているとは言えない状況である。一定の徴収率達成を目標に掲げる以上、具体的にどのような取り組みでどれだけの効果を上げられたのか、定量的に分析すべきである。

【5】個人住民税特別対策に関する指摘事項

1. 個人住民税特別対策事業終了時までは派遣受入に消極的な市町に対して整理回収チームの積極的な受入を要請すべき（意見）

市町に積極的に整理回収チームを受け入れてもらうことは、対象案件の徴収のみにとどまらず、市町に対する指導という面でも県にとって意義の高い取り組みである。市町にとっても費用対効果は高いと考えられる。

したがって、個人住民税特別対策事業が終了するまでは、派遣受入に消極的な市町に対してそのメリットをアピールし、整理回収チームの受入を積極的に要請すべきである。

2. 県税事務所における個人住民税徴収対策を強化すべき（意見）

県税事務を遂行する地方機関として県税事務所が設けられているが、個人住民税徴収対策については、整理回収チームが存在することから、県税事務所の指導機能が十分に発揮されないおそれもある。

現在、整理回収チームが存在するとは言え、将来の個人住民税特別対策事業の終

了を見据えて、各県税事務所も計画的に個人住民税徴収対策のノウハウを蓄積していかなければならない。直接徴収の積極的な引受や、研修・会議等を通じた情報及びノウハウの共有・交換の場をより多く設けるなど、各県税事務所の個人住民税徴収対策を強化すべきである。

【6】文書管理に関する指摘事項

1. 管理対象となる公文書の範囲及び管理方法を明確にし、統一的に運用すべき（結果）

文書管理の事務処理は文書管理システムにより行われているが、毎年度作成あるいは入手していると考えられるにもかかわらず特定の年度のみ登録されている文書があるなど、管理対象や管理方法が不明瞭であり、統一されていない。税務事務において作成あるいは入手する文書は個人情報を含む秘匿性の高い文書も多い。公文書として管理すべき文書の範囲、編纂・登録の方法を明確に定め、統一的に運用しなければならない。

2. 保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべき（結果）

文書管理システムに登録されている文書は原則として標題と件数が明記されているが、必ずしも文書管理システム上の件数と実際の簿冊の冊数とは一致しておらず、具体的な保管場所も記録されていない。また、文書管理システムに登録されていない文書も相当数保管されているが、これらについてのリストも作成されていない。現状ではどのような標題の文書がどこに何冊保管されているかは把握されていない。したがって現物確認も行われておらず、盗難や紛失があっても適時に発見できない状況である。速やかに保存文書のリストを作成し、定期的に文書の現物確認を実施すべきである。

3. 保存期間が満了した文書は速やかに廃棄すべき（結果）

各県税事務所の書庫を視察したところ、保存期間が満了したと思われる文書が相当数保存されていた。盗難・紛失のリスクを排除するためにも、保存期間が満了した文書は、事案が継続しているなど特段の事情が無い限り速やかに廃棄すべきである。なお、文書に保存期間が明記されていないため、一見して保存期間を満了しているか判別できない。各文書には保存期間を明記し、年度ごとに整然と保管すべきである。

【7】人材育成に関する指摘事項

1. 人材育成の体制を充実・強化すべき（意見）

人材育成のためのOJTや研修体制については上記のとおり設けられているが、

それらにより達成すべき目標が明示されていないため、OJTや研修が期待される効果を発揮できているか検証できていない。OJTの基本的な実施項目を定めるとともに、OJTの実施状況を記録・報告する報告書を作成し、定期的に上席者あるいは税務課がレビューすべきである。また、効果的なOJTを実施できるよう、各職員の役割・目標の達成度について本人及び上席者への定期的なフィードバックを行わなければならない。

2. ノウハウをマニュアル化して体系的に整理すべき（意見）

税務事務の指針として事務処理要綱が作成されているが、実務においては事務処理要綱以外にも特定の事務についての研究報告書や研修用の資料が利用されたり、県税事務所によって滞納整理のガイドラインを作成したりしているなど、県全体としての税務処理のマニュアルは体系的に整理されていない状況である。ノウハウを確実に共有できるよう、現在実務にあたって利用されている各種情報を体系的に整理してデータベース化すべきである。

【8】国への制度改正を要望するもの

1. 個人事業税について、収入基準による課税方法に見直すよう国への要望を継続すべき（意見）

地方税法では、個人事業税を課す対象業種を限定列挙し、業種ごとのサービス内容に応じた税率を定めている。しかし、多種多様な事業が新たに生まれる現代において、列挙されている業種に該当するかどうか容易に判別できない事業も出てきており、事業を区分するための非効率な作業時間も発生している。業種の限定列挙を廃止したうえで収入基準への一本化へと法律及び取扱通知を見直すよう、今後も引き続き積極的に要望すべきである。

2. 国税データ連携の範囲拡大に向け国への要望を継続すべき（意見）

平成23年から国税連携により申告書データを取り込むことができるようになったものの、データの範囲は限定されており、税務署へ赴いて当該書類をコピーする作業は、現状においても省略できていない。データ連携の範囲拡大について、今後も引き続き積極的に要望すべきである。

3. 不動産取得税の効果的・効率的な課税事務に向けて、国への要望を継続して行うべき（意見）

原始取得分については市町と評価分担を協議のうえ決定しており、課税通知のために市町評価分に係る評価額については市町から情報提供を受けているが、直接税務総合オンラインシステムに取り込みができていない。また、承継取得分について

は、法務局で登記申請書を閲覧し、職員が手作業により搬入様式に筆記を行っている。

法務局又は市町から登記情報をデータで入手できるように、国に対する積極的な働きかけを継続して実施していくことが望まれる。

4. 自動車税は車検時に前納させるよう制度改正を国に要望すべき（意見）

自動車税は多数の滞納が発生しているが、これは、自動車税を滞納したとしても次回車検時までには納税義務者に特段の不都合が生じないことに起因しており、場合によってはそのまま廃車登録せずに廃棄している自動車も少なくない。新規登録時及び車検時に次回車検時までの自動車税を事前に納付させ、廃車登録時に還付することとすれば、滞納は抑制できると考えられる。制度改正を国に強く要望すべきである。

以 上